

農林水産部契約後 V E 工事取扱要領

(趣 旨)

第 1 条 この要領は、建設業者から施工方法等に関する提案を募集し、民間の技術開発を積極的に活用することにより、建設工事のコスト縮減を図るため、工事の契約締結後に、民間の固有技術や優れた技術開発を活用し、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法に係る設計図書の変更について行う提案（以下「V E 提案」という。）を受け付ける契約後 V E 方式を運用するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第 2 条 農林水産部の所管する工事のうち、原則 3 千万円以上の工事とするが、技術的に V E 提案を求めることが妥当と判断されるものについては、対象工事とすることができるものとする。

なお、選定した工事については、石川県建設工事標準請負契約約款（以下「約款」という。）に別紙 1 の条項を追加し、契約後 V E 工事である旨を明記するものとする。

(提案を求める範囲)

第 3 条 V E 提案を求める範囲は、設計図書に定められている内容のうち、工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものであり原則として工事目的物の変更を伴わないもの（標準歩掛以外の工法、建設機械、新材料）とする。

なお、以下の提案は、V E 提案の範囲に含めないものとする。

- (1) 工期の延長等施工条件の変更を伴う提案
- (2) 条件変更が確認された後の提案
- (3) 入札時に入札参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料又は施工方法等の変更の提案
- (4) 入札時における総合評価方式に係る技術提案の範囲

(入札公告及び特記仕様書等に明示する事項)

第 4 条 提案を求める場合において、入札公告、指名競争入札執行通知書及び特記仕様書に次の事項を加えるものとする。

- (1) 入札公告
契約後 V E 工事の対象工事であること。

(2) 指名競争入札執行通知書

契約後 V E 工事の対象工事であること。

(3) 特記仕様書 (別紙 2)

ア 本要領の第 3 条、第 5 条、第 7 条 1 項及び第 8 条から第 1 1 条に関する
こと。

イ V E 提案を提出する際の様式 (様式 1 ~ 4)

(提案書の提出期間等)

第 5 条 V E 提案書 (様式 1) は、原則として、契約の締結日から当該 V E 提案に係る部分の施工に着手する 3 5 日前まで提出することとし、併せて以下の事項を記載した書類 (様式 2 ~ 4) を提出させるものとする。

(1) 設計図書に定める内容と V E 提案の内容の対比及び提案理由 (様式 2)

(2) V E 提案の実施方法に関する事項 (当該提案に係る施工上の条件等を含む) (様式 2)

(3) V E 提案が採用された場合の請負代金額の概算低減額及び算出根拠 (様式 3)

(4) 発注者が別途発注する関連工事との関係 (様式 4)

(5) 工業所有権を含む V E 提案である場合、その取扱いに関する事項 (様式 4)

(6) その他 V E 提案が採用された場合に留意すべき事項 (様式 4)

その他必要に応じ、追加資料、函面その他の書類の提出を受注者に求めることができることとし、V E 提案に関する費用は、受注者の負担とすることとする。

なお、1 5 日間以上の提案準備期間が確保されるよう工期の設定において配慮すること。

(農林水産部契約後 V E 技術審査委員会)

第 6 条 V E 提案の審査にあたっては、農林水産部契約後 V E 技術審査委員会 (以下、「委員会」という。) において審査することとし、運営に関する各号等については以下のとおりとする。

(1) 委員会は次の者で構成する。

ア 農林水産部次長 (農業土木担当、林業担当)

イ 経営対策課長

ウ 農業基盤課長

エ 森林管理課長

オ 水産課長

キ 農業政策課技術管理室長

ク 水産課漁港漁村整備室長

2) 委員長は、提案された工事の担当次長とする。ただし、工事の担当次長がない場合は、委員の中から決めることができるものとする。

3) 審査委員会で審査した結果を、事務局が農林水産部長へ報告するものとする

(2) VE 提案書の提出

工事担当事務所長は、受注者から VE 提案書を受理した場合、担当主務課へ VE 提案書を「契約後 VE 工事チェックリスト」(別紙 3)を添えて進達するものとする。

(3) 会議の運営

ア 委員長は、工事の担当主務課長の申請に基づき、第 6 条の審査及び、必要があると認めるときに委員会を招集する。

イ 委員長は、必要に応じて委員以外の者の意見を求めることができるものとする。

ウ 委員会に必要な資料は工事担当事務所が作成し、担当主務課を經由して、必要な部数を事務局へ提出するものとする。

エ 委員会での説明は、工事担当事務所の工事担当部長が行うものとする。なお、担当の部がない場合は、担当主務課が行うものとする。

(4) 事務局

委員会の事務局は、農業政策課技術管理室に置く。

(5) 雑則

この要領に定めるものの他、委員会の運営に必要な事項は委員会に諮って定めるものとする。

(VE 提案の審査基準)

第 7 条 VE 提案の審査にあたっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性等について評価するものとする。

2 VE 提案の審査基準は以下のとおりとし、「契約後 VE 工事チェックリスト」(別紙 3)で確認し、審査することとする。

(1) VE 提案の範囲に関する確認事項

ア 工事目的物の変更を伴わないもの

イ 工期の延長等施工条件の変更を伴う提案でないこと

ウ 条件変更が確認された後の提案でないこと

エ 入札時に入札参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料又は施工方法等の変更の提案でないこと

オ 入札時における総合評価方式に係る技術提案の範囲でないこと

(2) 施工の確実性、安全性、経済性等に関する確認事項

ア 提案された工法等が設計時及び発注時において一般的な工法でないこ

と

- イ 施工の確実性、安全性が具体的かつ客観的な方法で確認できること
- ウ 工業所有権等の排他的権利を含むV E提案の場合、その取り扱いが明確であること。
- エ 設計図書と比較して経済性に優れていること。

(提案の採否の通知)

第8条 V E提案の採否の通知は、原則としてV E提案の受領後14日以内に担当主務課が受注者(申請者)及び工事担当事務所長に通知(様式5、6)するものとする。

ただし、その期間内にやむをえない理由で通知できないときには、あらかじめ受注者(申請者)の同意を得た上で、この期間を延長することができるものとする。また、提出されたV E提案が適正と認められなかった場合の前項の通知は、採用しない理由を付して通知するものとする。

(V E提案が適正と認められた場合の変更設計等)

第9条 V E提案が適正と認められた場合において、必要があるときは発注者は設計図書の変更を行うものとする。

- 2 前項の規定により、設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは、約款第24条第1項の規定により、請負代金額の変更するものとする。
- 3 前項の変更を行う場合においては、V E提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額(以下「V E管理費」という。)を計上することとする。
- 4 V E提案の採用後、約款第18条の条件変更が生じた場合は、受注者に対しV E提案に対する変更を求めることとする。
- 5 V E提案を採用した後、条件変更が生じた場合のV E管理費については変更しないこととする。
- 6 双方の責に帰することができない事由(不可抗力や予測不可能な事由等)により、工事の続行が不可能、又は著しく工事低減額が減少した場合は、双方協議して定めることとする。
- 7 V E管理費に関する部分払は、V E提案に関する部分が完了(完成)したと認められる場合に支払い対象とする。

(提案内容の保護)

第10条 V E提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用(標準歩掛)される状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りでない。

（責任の所在）

第 1 1 条 発注者が V E 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、V E 提案を行った受注者（申請者）の責任が否定されるものではない。

附 則

この要領は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。